

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における

総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三十八号）（環境省）

1 指定自動車

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となる自動車及び同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となる自動車を定めることとしている。（第五条関係）

2 対象自動車等

法第十七条の政令で定める自動車は、窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車とすることとしている。（第六条第一項関係）

3 この政令は、平成十四年十月一日から施行することとしている。

○政令第三十八号（平成十四年三月一日）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項、第九条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条（同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準」に改める。

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次一項を加える。

2 粒子状物質総量削減計画は、地域の実情に応じ、法第十二条第一項の粒子状物質排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。

第四条中「第十二条第一項の」の下に「窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車及び同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「第五号」を「第六号」に改め、同条第四号中「次号」を「第六号」に改め、同条第五号を同条

第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて、前二号及び次号に掲げる自動車以外のもの（以下「乗用自動車」という。）

第五条中「特定自動車」を「窒素酸化物排出自動車」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第十三条第三項において準用する同条第一項の政令で定める期間について準用する。この場合において、前項及び別表第二中「窒素酸化物排出自動車」とあるのは、「粒子状物質排出自動車」と読み替えるものとする。

第六条第一項を次のように改める。

法第十七条の政令で定める自動車は、窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車とする。

別表第二の一の項中「普通貨物自動車」の下に「及び乗用自動車」を加え、「特定自動車」を「窒素酸化物排出自動車」に改め、「一年間」の下に「（窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日の前日における自動車検査証の有効期間の残余期間が一年を超える自動車にあつては、二年間）」を、「九年間の末日」の下に「（窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日以降当該九年間の末日の前日までの間に自動車検査証に記入された有効期間の満了日が到来しない自動車にあつては、窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日から起算して二年間の末日）」を加え、同表の二から五までの項中「特定自動車」を「窒素酸化物排出自動車」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日に窒素酸化物排出自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（次条において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車をいう。）に該当することとなる自動車に係る特定期日（この政令による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（以下この条及び次条において「改正後の施行令」という。）第五条第一項に規定する特定期日をいう。）は、初度登録日（自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下この条及び次条において同じ。）が平成元年十月一日から平成五年九月三十日までの間である一年車検乗用自動車（同法第六十一条第一項の規定により自動車検査証の有効期間が一年とされている乗用自動車（改正後の施行令第四条第五号に規定する乗用自動車をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、改正後の施行令第五条第一項の規定にかかわらず、平成十六年九月三十日とし、初度登録日が平成五年十月一日から平成八年九月三十日までの間である一年車検乗用自動車にあつては、同項の規定にかかわらず、平成十七年九月三十日とする。

第三条 この政令の施行の日に粒子状物質排出自動車（法第十二条第一項に規定する粒子状物質排出自動車をいう。）に該当することとなる自動車に係る特定期日（改正後の施行令第五条第二項において準用する同条第一項に規定する特定期日をいう。）

九月三十日までの間である普通貨物自動車（改正後の施行令第四条第一号に規定する普通貨物自動車をいう。以下この条において同じ。）及び一年車検乗用自動車、初度登録日が平成二年十月一日から平成六年九月三十日までの間である小型貨物自動車（改正後の施行令第四条第二号に規定する小型貨物自動車をいう。以下この条において同じ。）、初度登録日が昭和六十一年十月一日から平成二年九月三十日までの間である大型バス（改正後の施行令第四条第三号に規定する大型バスをいう。以下この条において同じ。）並びに初度登録日が昭和六十三年十月一日から平成四年九月三十日までの間であるマイクロバス（改正後の施行令第四条第四号に規定するマイクロバスをいう。以下この条において同じ。）及び改正後の施行令別表第二の五の項に該当するもの以外の特種自動車（改正後の施行令第四条第六号に規定する特種自動車をいう。以下この条において同じ。）にあつては、改正後の施行令第五条第二項において準用する同条第一項の規定にかかわらず、平成十六年九月三十日とし、初度登録日が平成五年十月一日までの間である小型貨物自動車、初度登録日が平成二年十月一日から平成五年九月三十日までの間である大型バス並びに初度登録日が平成四年十月一日から平成七年九月三十日までの間であるマイクロバス及び改正後の施行令別表第二の五の項に該当するもの以外の特種自動車にあつては、改正後の施行令第五条第二項において準用する同条第一項の規定にかかわらず、平成十七年九月三十日とする。